

貸金庫使用規定

第1条

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2（収容品の範囲）

（1）貸金庫には下記以外のものは収容しないでください。

- ① 通貨
- ② 公社債券、株券その他の有価証券
- ③ 宝石、貴金属、その他の貴重品類
- ④ 契約証書、権利書その他の重要書類
- ⑤ その他当金庫において差し支えないと認めたもの

（2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収容をおことわりすることがあります。

第2条（損害の負担等）

（1）収容品によって当金庫または第三者が損害を被るおそれがあると当金庫が認めたときは、当金庫において開函その他臨機の処置をとります。もしこのため当金庫または第三者に損害が生じた場合には、その賠償をお願いします。

（2）収容品の有無、品質等について当金庫は一切責任を負いません。したがって天変地異その他の不可抗力により、収容品において滅失、毀損変質、数量の不足、その他の不慮の事故が生じても当金庫は損害賠償その他一切の責任を負いません。

第3条（鍵の保管等）

貸金庫の鍵「正・副2個」のうち、正鍵をお客さまへお渡しし、副鍵は当金庫およびお客さま立会いの上、封印し、当金庫で保管いたします。

自動貸金庫をご利用されるときは、上記の正鍵に加え、貸金庫カードをお渡しします。

第4条（鍵・貸金庫カード紛失時の取扱い）

（1）正鍵を紛失されたときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護函を開函し、収容品全部をお引取りいただいた上、解約していただきます。正鍵紛失によって生じた損害については当金庫はその責任を負いません。また、これにより当金庫に生じた損害については賠償をお願いします。

（2）貸金庫カードを紛失されたとき、または破損等により貸金庫カードが使用不能となったときは、当金庫所定の再発行手数料をお支払いのうえ再発行の手続きをとってください。

第5条（貸金庫の開閉等）

- （1）貸金庫の開閉は当金庫が定める所定の時間内および場所で行い、その他一切当金庫の指示に従ってください。なお、自動貸金庫の場合は自動貸金庫室内で貸金庫を開閉します。
- （2）お客さままたはお客さまが当金庫に届出た代理人が自動貸金庫室へ入室するときは、貸金庫カードを使用してください。
- （3）自動貸金庫室において保護函を呼び出すときは、貸金庫カードを使用してください。
- （4）貸金庫の開閉は、お客さままたはお客さまが当金庫に届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。このとき当金庫所定の開閉票に記名押印して提出してください。
なお、自動貸金庫の場合は、開閉票による手続きを不要とします。
- （5）開閉票その他の書類に捺印の印影が、予め届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと当金庫が認めたときは、その書類の提出者を正当の権限者とみなして、貸金庫の開閉その他の手続を許可したうえは、そのため万一損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

第6条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は、譲渡、質入、転貸もしくは他人に使用させることはできません。

第7条（借用料）

使用期間に対する当金庫が定める貸金庫借用料は前払いしてください。借用料は経済情勢の変動等により変更することがあります。

第8条（使用の制限等）

- （1）当金庫は、お客さままたはお客さまが当金庫に届出た代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さままたはお客さまが当金庫に届出た代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、当金庫は貸金庫の使用を制限することがあります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さままたはお客さまが当金庫に届出た代理人の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は貸金庫の使用を制限することがあります。
- （3）前2項に定めるいずれの使用の制限についても、お客さままたはお客さまが当金庫に届出た代理人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合には、当金庫は貸金庫の使用の制限を解除します。

第9条（届出事項の変更等）

下記の場合は、当金庫所定の手続きをしてください。その手続きの遅滞によって生じた損害は、これを負担していただきます。

- （1）お客さままたは代理人が届出の印章を毀損または紛失したとき
- （2）お客さままたは代理人が、改印、改名ならびに住所、商号および組織の変更をしたとき
- （3）お客さままたは代理人に身分上の変更があったとき
- （4）代理人の任免、代理権の消滅等があったとき
- （5）その他この規定に影響を及ぼす事項が生じたとき

第10条（修理等による貸金庫の変更請求）

貸金庫の修理その他の事情により、当金庫が収容品の点検、引取り、貸金庫の変更等を請求したときは、直ちにこれに応じてください。この請求に応じて頂けなかった場合、または当金庫が緊急を要すると認めた場合は、当金庫において開函その他臨機の処置をとることとします。

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用申込することができ、第12条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第12条（解約等）

- （1）この契約は、お客さまの申し出によりいつでも解約することができます。この場合、直ちに収容品を引き取り、正鍵を返還する等、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。自動貸金庫ご利用の場合は、上記の正鍵に加え、貸金庫カードを返還していただきます。
- （2）次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでも解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - ① お客さまが借用料を支払わない場合
 - ② お客さまについて相続の開始があった場合
 - ③ お客さまもしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると当金庫が認めた場合
 - ④ 店舗の改築・閉鎖その他相当の事由がある場合
 - ⑤ お客さままたは代理人が、この規定に違反した場合、この規定に関し、当金庫または第三者に損害を及ぼした場合、もしくはそのおそれがあると当金庫が認めた場合

- ⑥ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、ただちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① お客さまが貸金庫使用申込時にしたお客さま、保証人または代理人の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さま、保証人または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さま、保証人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

第13条（当金庫による収容品の処分等）

- (1) 前条による明渡し後3か月以上遅延したとき、または借用期間終了後3か月を経過しても借用継続の手続きをされないときは、当金庫において随時開函し、収容品を処分して、その代金をもって、延滞借用料その他の債務の弁済に充当することとし、万一不足を生じたときは、直ちに不足分を弁済していただきます。

- (2) 前条による収容品処分の方法・時期および価格等については、当金庫が任意の方法で処分し、収容品が当金庫において処分しえないものと認めたときは、これを廃棄することとします。
- (3) 居所不明その他の事由によって通知ができないとき、当金庫は本条所定の措置その他任意の処置を取ることとします。
- (4) 第12条第2項第5号に該当する場合には、催告その他の手続きを要せず、直ちにこの契約を解約し、損害賠償の担保として、収容品を留置することがあります。

第14条（契約期間等）

この契約の当初の契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までにお客さままたは当金庫から解約の申出がなく、更に当金庫が定める貸金庫年間借用料を支払われたときは、借用期間はこれに応じ、その都度1年間延長されるものとし、引続きこの規定に従って貸金庫の借用を継続していただくこととします。

第15条

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

（令和2年4月1日 現在）